

11月は

トップが決意を持って、
長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。

「過重労働解消キャンペーン」期間です。

あなたの職場、 働き過ぎていませんか？

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
効率の良い仕事をする環境がありますか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、見直してみませんか？

無料

過重労働等に関する相談はこちら
「過重労働解消相談ダイヤル」▶

なくしましょう 長い残業
0120-794-713
10月28日(土) 9:00~17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン 🔍 検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>



以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30~17:15)

労働条件相談ほっとライン フリーダイヤル **0120-811-610** はい1 ろうどう (月~金 17:00~22:00、土・日 10:00~17:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

労働基準 メール窓口 🔍 検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署